

第 6 期嬉野市農業委員会 第 35 回定例総会議事録

令和 6 年 6 月 3 日

嬉野市農業委員会

第 6 期嬉野市農業委員会 第 35 回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第 1 号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	五町田谷	R6.6.3	承認
	2	五町田小畑 外 3 筆	R6.6.3	承認
	3	五町田小畑 外 3 筆	R6.6.3	承認
	4	久間後山 外 3 筆	R6.6.3	承認
議案第 2 号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定（中間管理機構）		
	塩 1~7	馬場下四本松 外 26 筆 賃借権・使用貸借権	R6.6.3	承認
議案第 3 号		農地法第 3 条の規定による申請の許可について		
	1	吉田下西川内 売買	R6.6.3	許可
	2	久間西山 外 3 筆 贈与	R6.6.3	許可
	3	五町田谷 外 2 筆 贈与	R6.6.3	許可
	4	岩屋川内柴原 贈与	R6.6.3	許可
議案第 4 号		農地法第 4 条の規定による申請の承認について		
	1	久間後山 外 1 筆 太陽光発電設備設置	R6.6.3	承認
	2	吉田水口 事務所及び駐車場	R6.6.3	承認
議案第 5 号		農地法第 5 条の規定による申請の承認について		
	1	久間後山 太陽光発電設備設置	R6.6.3	承認
	2	久間後山 社員寮	R6.6.3	承認

	3	下宿一本杉 一般住宅	R6.6.3	承 認
	4	下宿三本松 一般住宅及び倉庫	R6.6.3	承 認
	5	吉田五斗別当 農業用駐車場及び物干場等	R6.6.3	承 認
議案第 6 号		非農地証明願について		
	1	五町田辺田 原野	R6.6.3	決 定

第6期嬉野市農業委員会 35回定例総会議事録

1 招 集 年 月 日 令和 6 年 6 月 3 日

2 招 集 場 所 嬉野市中央公民館 2階 視聴覚室

3 開 会 日 時 開会 6 月 3 日 午後 1 時 3 0 分 議長 石橋 勇市
及 び 宣 告 閉会 6 月 3 日 午後 2 時 3 5 分 議長 石橋 勇市

4 会議の公開の 公開
可 否 ・ 理 由 農業委員会等に関する法律第 32 条

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏名	出欠	備 考
会長	石橋 勇市	○	議 長	7	宮崎 政則	×	
1	松元 正行	○		8	梶原 文雄	○	
2	西田 昭義	○	憲 章 朗 読	9	永尾 文治	×	
3	山口智佐代	○	議事録署名	1 0	團 達美	○	
4	峰 正巳	○	事前審査班長	1 1	坂本 健二	○	
5	中島文二郎	○		1 2			
6	前田 安一	○	議事録署名				

(事 務 局)

氏 名	出欠	備 考	氏 名	出欠	備 考
大曲	○	局 長	永田	○	主 査
西田	○	主 査	中山	×	

農業委員会以外の出席者 : 農業政策課 主任 東

6 報 告 な し

7 議 案

議案第 1 号	農用地利用集積計画の解約について	4 件
議案第 2 号	農用地利用集積計画の決定について	別添
議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による申請の許可について	4 件
議案第 4 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	2 件
議案第 5 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	5 件
議案第 6 号	非農地証明願について	1 件
議案第 7 号	農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について	1 件

8 その他

局長 それでは、定刻になりました。
本日は、宮崎委員と永尾委員が欠席ではありますが、定足数に達しておりますので石橋会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

会長（挨拶等）皆様こんにちは。農繁期で特にお茶は忙しいため、欠席されている委員さんもいらっしゃると思いますが、只今から始めさせていただきます。

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号 2 番 西田 昭義 委員にお願いします。

全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和
御着席ください。

議 長 それでは、ただ今から、第 6 期嬉野市農業委員会第 35 回定例総会を開会いたします。本日の議題は、報告 0 件、議案 24 件で、審議事項は 24 件です。

本日の議事録署名委員は、議席番号 3 番 山口 智佐代 委員と 6 番 前田 安一 委員 を指名します。よろしくお願いします。

[illegible]

議長 それでは、議案第 1 号 農用地利用集積計画の解約について を議題とします。皆さんに、お諮りします。

農用地利用集積計画の解約について 整理番号 1 番から 4 番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員 「「異議なし」と呼ぶ者あり」

議 長 異議無しと認めます。農用地利用集積計画の解約について 整理番号 1 番から 4 番までについて 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の解約分 整理番号 1 番から 4 番までについて です。

貸し手人は 佐賀市 の ○○ ○○ 様、外 3 名様、

借り手人は 熊 野 の ○○ ○○ 様、外 3 名様です。

所在地は、大字 五町田 谷 乙○○番 外 12 筆、

地目は田と牧場で、面積は田が 16,777 m²、牧場が 9,445 m²、

合計で 26,222 m²です。

利用権区分は使用貸借権・賃借権で、目的は、米・麦・大豆・茶 です。

期間は平成 22 年 11 月 10 日から令和 14 年 6 月 30 日まで で、
解約理由は、備考欄に記載されているとおりです。

なお、合意解約及び 18 条合意解約をした旨の通知を受けております、以上です。

議長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 (質問等) な し

事務局 (回答等) な し

譲受人は 西 山 の ○○ ○○ 様、
所在地は、大字 久間 西山 乙○○番 外 3 筆
地目はすべて畑で、面積は合計で 777.0 m²です。
譲渡理由は兄から弟へ贈与ため、譲受理由は兄より贈与です。
図面は 5 ページから 8 ページをご覧ください。以上です。

議 長 それでは、整理番号 2 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありま
せんか。

委 員 (質問等) な し

事 務 局 (回答等) な し

議 長 他にありませんか。

委 員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番について、原案のとおり
許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 2 番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

.....

議 長 次に、整理番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 3 番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 佐賀市 の ○○ ○○ 様

譲受人は 熊 野 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 五町田 谷 乙○○番 外 2 筆

地目は田畑で、面積は田が 1,831 m²、畑が 572 m²、

田畑の合計で 2,403 m²です。

譲渡理由は相続農地の耕作力が無いため、譲受理由は経営規模の拡大です。

図面は 9 ページから 11 ページをご覧ください。以上です。

議 長 それでは、整理番号 3 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありま
せんか。

委 員 (質問等) な し

事 務 局 (回答等) な し

議 長 他にありませんか。

委 員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長

議	長
---	---

議	長
---	---

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 3 番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長

議長

事務局

事務局

議長

議長

委員

委員

事務局

事務局

議	長
---	---

議	長
---	---

委員

委員

議長

議長

議	長
---	---

議	長
---	---

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 4 番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

[illegible]

議	長
---	---

議	長
---	---

事務局

事務局

事由は、当該地を農地と認識しておらず、平成 26 年 4 月頃に太陽光発電設備を設置してしまいました。現状、違反転用している状態との指摘を受け、是正を行うために申請となりました ということです。

すでに転用されているため、始末書が添付されております。

東は山林・牧場、西は宅地、南は水路・公園、北は牧場・里道 です。

図面は 15 ページから 16 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

中島委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

(説明等) 認識不足で看過できないこともあります、始末書も添付されておりやむを得ないと判断しました。

議 長
班 長

峰班長、審査結果の報告をお願いします。

(事前審査の結果報告等) 地域担当委員からも説明があったとおり、この申請についてはやむを得ないと判断しました。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事 務 局

(説明等) な し

議 長
委 員

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による申請の承認について 整理番号 1 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議 長
事 務 局

次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 2 番です。

申請人は 両岩 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 吉田 水口 甲○○番

地目は田で、面積は 380 m²です。

事由は、事務所を移転するにあたり、自宅に隣接した申請地が利便性も良く、事務所及び駐車場を併設する面積も十分に確保できるため転用したい ということです。

図面は 17 ページから 18 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

峰委員、地域担当委員としての説明、意見 及び
班長、審査結果の報告をお願いします。

(説明等)農業振興にもつながる申請のため、やむを得ないと判断しました。
(事前審査の結果報告等)地域担当委員からも説明があったとおり、この申請についてはやむを得ないと判断しました。

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
(質問等) な し

(回答等) な し

(説明等) な し

他にありますか。

「無し。」と呼ぶ者あり。

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

異議無しと認めます。

議案第４号 農地法第４条の規定による申請の承認について 整理番号２番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

次に、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認についてを議題とします。整理番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

議案書 19 ページ、整理番号 1 番です。

借受人は 中久間 の ○○○○株式会社

所在地は、大字 久間 後山 乙〇〇番

地目は牧場で、面積は 2,358 m²です。

農地区分は第 2 種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。

事由は、当該地を農地と認識しておらず、令和元年 11 月頃に太陽光発電設備を設置してしまいました。現状、違反転用している状態との指摘を受け、是正を行うために申請となりました ということです。

すでに転用されているため、始末書が添付されております。

東は山林・墓地・里道、西は道路、南は道路・墓地、北は宅地・雑種地です。
賃料は、月額 20,000 円です。

図面は 21 ページから 22 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議長
地域担当

中島委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

（説明等）太陽光発電は慎重に判断を要しますが、この申請についてはやむを得ないと判断しました。

議長
班 長

峰班長、審査結果の報告をお願いします。

（事前審査の結果報告等）現地確認の結果、他の農地への影響もないため問題ないと思います。

議長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

（質問等）坂本委員～ P14 の①と P15 の①は、関連する行政機関には相談されたのですか。

事務局

（説明等）相談されたと聞いています。

議長
委 員

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 1 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長
事務局

次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 2 番です。

貸付人は 中久間 の ○○ ○○ 様、

借受人は 中久間 の 株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 久間 後山 乙○○番

地目は牧場で、面積は 1,389 m²です。

農地区分は第 2 種農地、用途目的は社員寮です。

事由は、弊社は当該申請地近傍で牛肉卸売業、牛肉加工品販売を営んでおり、現在従業員 36 名が在籍しております。今後の事業拡大と、従業員の増員を計画し、福利厚生の実施のため社員寮を建設したい ということです。

東南は宅地・牧場、西北は道路 です。

賃料は、月額 50,000 円です。

図面は 23 ページから 24 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長
地域担当

中島委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
(説明等) この申請についてはやむを得ないと判断しました。

議 長
班 長

峰班長、審査結果の報告をお願いします。
(事前審査の結果報告等) 周辺農地への影響も少ないため問題ないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事 務 局

(説明等) な し

議 長
委 員

他にありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議 長
事 務 局

次に、整理番号 3 番について、事務局の説明を求めます。
整理番号 3 番です。
譲渡人は 下 宿 の ○○ ○○ 様、
譲受人は 五町田第 1 の ○○ ○○ 様・ ○○ ○○ 様、
所在地は、大字 下宿 一本杉 甲○○番、

地目は畑で、面積は 221 ㎡です。
農地区分は第 3 種農地、用途目的は一般住宅で第一種住居地域です。
事由は、申請地に接する宅地（甲〇〇,甲〇〇）を購入し住宅の建設を計画したが、同地の形状や前面道路が狭小で駐車スペースの確保や、住宅を建築する土地が必要となり、申請地を利用し一般住宅として転用したい ということです。
東は宅地、西南は畑、北は道路・宅地です。
売買価格は、反当たり 14,932,126 円、全体で 3,300,000 円です。
図面は 25 ページから 26 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議 長	団委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
地域担当・班長	（説明等）3 種農地でもあるためこの申請についてはやむを得ないと判断しました。

議 長	峰班長、審査結果の報告をお願いします。
班 長	（事前審査の結果報告等）現場を確認しましたが、周辺農地への影響も少ないため問題ないと思います。

議 長	それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委 員	（質問等）な し

地域担当・班長	（回答等）な し
---------	----------

事 務 局	（説明等）な し
-------	----------

議 長	他にありませんか。
委 員	〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕
議 長	無いようですので、採決に入ります。整理番号 3 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。 〔全員挙手〕

議 長	異議無しと認めます。 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 3 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。
-----	--

.....

議 長	次に、整理番号 4 番について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号 4 番です。

貸付人は 下宿 の ○○ ○○ 様、
借受人は 下宿 の ○○ ○○ 様、
所在地は、大字 下宿 三本松 甲○○番
地目は畑で、面積は 718 ㎡です。

農地区分は第 3 種農地、用途目的は一般住宅及び倉庫で第一種住居地域です。

事由は、現在、実家に同居しているが、子供の成長により手狭となってきたため、実家に近い申請地に住宅及び倉庫用地として転用したいということです。親子間の使用貸借です。

すでに転用されているため、始末書が添付されております。

東西南は宅地、北は道路 です。

図面は 27 ページから 28 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長
地域担当

団委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

(説明等) 3 種農地でもあるためこの申請についてはやむを得ないと判断しました。

議 長
班 長

峰班長、審査結果の報告をお願いします。

(事前審査の結果報告等) 現場を確認しましたが、この案件も周辺農地への影響も少ないため問題ないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) 松本委員～ この案件はもう建設完了しているのでしょうか。

事 務 局

(説明等) 未だですが建築確認申請の書類はあります。

議 長
委 員

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 4 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 4 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

議案書 20 ページ、整理番号 5 番です。

譲渡人は 神奈川県藤沢市 の ○○ ○○ 様、

譲受人は 納 戸 料 の ○○ ○○ 様、

以上です。

事務局の説明を求めます。

事務局

申請人は 佐賀市 の ○○ ○○ 様

地目は畑で、面積は 192 m²です。

事由は、申請地は、昭和 56 年頃から耕作されておらず、荒廃した状況である。

東は宅地、西北は山林、南は畑 です。

議	長
---	---

前田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

(説明等) 相当な年数に渡り荒廃農地なので問題はないと思います。

議長

峰 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

地域担当・班長

(説明、事前審査の結果報告等) 地域担当委員からも説明があったとおり、現場を確認しましたが、問題はないと思います。

議	長
---	---

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

(質問等) 坂本委員～ この案件についての申請される理由は何ですか。

事務局

(説明等) P2 の③に関連する土地の相続によるものです。

議	長
---	---

他にありませんか。

委員

「無し。」と呼ぶ者あり。

議	長
---	---

無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手」

議長

異議無しと認めます。

議案第 6 号 非農地証明願について 整理番号 1 番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

[illegible]

議長

次に、議案第 7 号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について を議題とします。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 34 ページ、整理番号 1 番です。

事業計画者は 下岩屋 3 区の 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 ○○ ○○○ 様、

所在地は、大字下宿 乙〇〇番、地目は畑で面積は 453 m²です。

変更前が社宅、変更後が貸資材置場です。

東北は道路、 西南は宅地 です。

坂本委員もしくは山口委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

議長
地域担当

(事前審査の結果報告等)

議長
班長

(質問等) な し

議	長
委	員

(回答等) な し

地域担当・班長

(説明等) な し

事務局

「無し。」と呼ぶ者あり。

議	長
委	員

〔全員挙手〕

議案第 7 号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について 整理番号
1 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

[illegible]

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

議長

委員
議長

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

それでは、会議を閉じます。

第6期嬉野市農業委員会第35回定例総会を閉会します。

(午後2時 35分 閉会)

議長
局長

それでは、その他の事項について、事務局説明をお願いします。

次の総会と事前審査の日程についてお知らせします。

次回、第36回の総会は、令和6年7月1日 月曜日、午後1時30分から、
嬉野市役所 塩田庁舎 3階 3-2 会議室 で開催します。

事前審査は、6月27日 木曜日 午前8時半から実施です。

担当は1班(2Gr)です。

嬉野市農業委員会総会会議規則第24条第3項の規定により、ここに署名する。

令和6年6月3日

嬉野市農業委員会第35回定例総会議長

署名委員(山口委員)

署名委員(前田委員)
